

# 広報ししま

◎休日の診療テレホンセンター  
☎ 982-5183  
◎休日の歯科診療  
☎ 946-0003  
◎胃の検診は一年を通して実施  
しています。  
詳細は保健係☎2531へ。

## 基本計画草案中間報告 ⑤

### うるおいのあるまち(都市整備)草案の概要

ご意見、ご要望をお寄せください

豊島区基本  
構想審議会

#### はじめに

豊島区基本構想審議会(会長・川名吉衛門)では、昨年5月から二つの専門部会(第一部会・第二部会)を設けて、「基本構想」を実現するための「基本計画」の策定を進めています。

すでに、専門部会から「文化・教育」、「地域経済」、「福祉・保健」および「防災対策」に関する計画について中間報告が行われ、その概要についてお知らせしました。去る5月17日、第19回審議会が

開催され、第一部会(部会長・向山巖・武蔵大学教授)から「コミュニティ」および「行財政」に関する計画について、また、第二部会(部会長・川名吉衛門・日本女子大学教授)から「都市整備」および「副都心」に関する計画について、それぞれの草案が報告されました。

#### I 市街地の整備

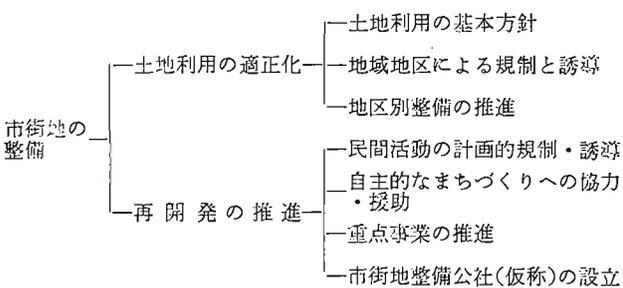
##### 計画目標

- (1) 土地利用の適正化  
(土地利用の基本方針)  
① 副都心地域と周辺地域との調和をはかるため、副都心地域を画定して、相互の緩衝ゾーンを設定して整備をはかる。
- (2) 副都心地域は、不燃化をはかるとともに、土地の有効利用を促進する。
- (3) 住宅地域は、良好住宅地においては保全をはかり、過密住宅地においては多様な手法によって、居住環境の改良をはかる。
- (4) 区内に立地する鉄道の駅周辺地区は、地域の核としての整備につとめる。
- (5) 地域特性に対応した地区別の整備を推進するとともに、みどりと広場の拡大につとめる。



- (1) 用途地域等により土地利用の適正化を促進する
- (2) 都市防災不燃化促進事業等の実施に合わせて防火地域を拡大し、地域の不燃化を促進する。
- (3) 商業地域等において住民意向を勘案しつつ高度利用地区・特定街区等を指定し、土地の合理的かつ健全な高度利用

#### 施策の体系



る等現行開発許可制度を拡充強化するよう国、都に要請する。

- ② 有効なオープンスペースを確保するなど、地域環境改善に役立つ再開発を誘導するための制度の拡充につとめる。
- ③ 住民意向を踏まえ、地域特性に応じた再開発を積極的に推進するための執行体制を整備する。
- (自主的なまちづくりへの協力・援助)
- ① まちづくりに関する住民意識の高揚をはかるため、コンサルタントを派遣してまちづくり講習会を開催する。
- ② 自主的なまちづくりをすすめる団体に対して、まちづくり構想、計画の策定に関する助成を行う。
- ③ 区民が協働してまちづくりを行うために有効な協定等の締結を積極的に奨励する。
- (重点事業の推進)
- ① 拠点整備をはかることによって土地の合理的かつ健全な高度利用と民間再開発誘導の

核とするため、池袋西口地区・東池袋5丁目地区再開発等の事業化を推進する。

(市街地整備公社(仮称))の設立)

- ① 先行的・計画的に公有地を拡大して、長期的視点に立った都市整備事業を推進するため、財源の調達を含め、市街地整備公社(仮称)を新たに設立する。

#### II 居住環境の整備

##### 計画目標

- (1) 住環境の保全・改良  
(良好住宅地の保全)  
① 地域住民が締結する「まちづくり協定」「緑化協定」等による自主的なまちづくり活動を推進し、良好な居住環境の維持保全をはかる。
  - ② 既存の良好な住宅地を保全するとともに、ミニ開発等による無秩序な宅地開発と細分化を防止するため、地区計画の指定、宅地開発指針要綱の制定等により安全、かつ、良好な宅地開発の推進につとめる。
  - (過密住宅地の改良)  
① 地域住民の積極的な参加と協力のもとに、過密住宅地区
- 更新事業等の再開発手法を用いて、細街路や小公園などの整備を行い、居住環境の向上をはかる。
- ② 建築物の更新にあたって、空地・オープンスペースの確保など居住環境の改善に寄与する共同建築化、不燃建築化が積極的に進められるよう指導を強化するとともに、助成・融資・税の減免などの優遇措置を一層拡充するよう都や国に要請する。
  - (良好な都市住宅の確保)  
① 老朽した木造賃貸住宅については、融資、助成、指導など効果的規制、誘導策により、建替等を促進し、良好な住宅への改善につとめる。特に木造賃貸(2ページ)へ続く

##### 計画事業

目 標	現況	計画事業量
コンサルタントを派遣し、まちづくり講習会を開催する。	延べ 100回	延べ 100回
自主的なまちづくりをすすめる団体に対して整備計画作成費を補助する。	延べ 30回	延べ 30回
一件の申請に對して三回まで派遣する。	100回	100回
自主的なまちづくりをすすめる団体に対して整備計画作成費を補助する。	5件	5件
年間五件		年間五件



区民 1 人当り 2.0 m<sup>2</sup> を目標に整備

- ① 公園、児童遊園の将来計画目標を、区民一人当り 2.0 m<sup>2</sup> (50 万 m<sup>2</sup>) とし、極力その実現につとめる。
- ② 都市公園の整備を推進し、公園面積の拡大と適正配置につとめる。
- ③ 都市公園を補完する児童遊

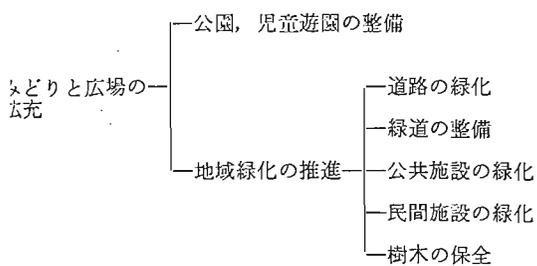
### Ⅲ みどりと広場の拡充

#### 計画目標

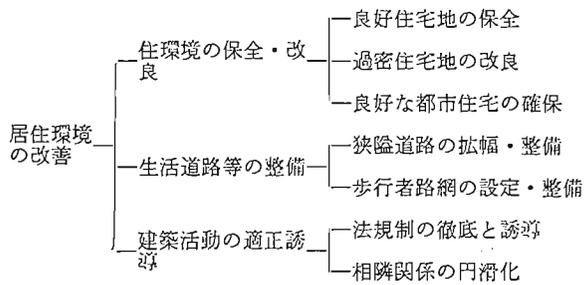
- ① 公園、児童遊園の将来計画目標を、区民一人当り 2.0 m<sup>2</sup> (50 万 m<sup>2</sup>) とし、極力その実現につとめる。
- ② 都市公園の整備を推進し、公園面積の拡大と適正配置につとめる。
- ③ 都市公園を補完する児童遊園を重点的に整備し、こどもの遊び場のネットワーク化をはかる。
- ④ 都市計画公園 (千早、椎名町公園) の早期実現がはかられるよう都に要請する。
- ⑤ 副都心地区と居住地区との接点に位置する一部の公用施設については、その移転を園に要請し、跡地の公園化を推進する。

- ① 谷端川葎蓋地の整備をはかり、『親しみのもてる水とみどりのみち空間』を確保する。
- ② 放射 36 号の計画にならない、都市計画幹線道路の築造の際には、可能な限り歩道幅員を広くするとともに樹木の植栽をはかる。
- ③ (緑道の整備)

#### 施策の体系



#### 施策の体系



住宅の集中している地区については、木造賃貸住宅地区総合整備事業制度の積極的導入をはかる。

③ 老朽住宅の密集する地区について、住環境整備モデル事業等の適用をはかることによる指導する。

- ① 区内に存するすべての狭隘道路を道路種別、機能性、安全性、地域特性等により数種に類型区分し、各種別ごとに整備方針を策定する。
- ② 公道などで拡幅が必要な道路については、現行法令上の指導を一層徹底するとともに、前記「整備方針」に基づき、面的整備手法その他により、重点的かつ段階的に拡幅を推進する。
- ③ 歩行者専用路の整備・確保 (歩行者路網の設定・整備)
- ④ 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導 (法規制の徹底と誘導)
- ⑤ 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- ⑥ 雑司谷、染井霊園の公園化を都に要請し、その実現につとめる。
- ⑦ 目白駅等の駅周辺整備の一環として、国鉄用地等の公園化につとめる。

#### 計画事業

目標	現況 (57年度末)	計画事業量
幅員 1.5m 以上の全私道	本数 1,000本 延長 20,000m	本数 1,000本 延長 20,000m

- ① 中高層建築物の建設に伴う住環境の悪化を防止し、円滑な相隣関係を維持するため、現行の紛争予防調整条例の積極的かつ公正な運用の確保につとめる。
- ② 条例適用外の建築物に関わる一般の相隣紛争などについても、行政限界の範囲内で、誠実かつ適切な窓口対応により、円滑な相隣関係の維持につとめる。

### Ⅳ 交通体系の整備

#### 計画目標

- ① 公共輸送機関の充実 (鉄道の整備・増強)
- ② 赤羽線の輸送力増強や通勤新線による踏切における地域分断と交通安全上の障害に対して立体化等の対策を関係機関に要請する。
- ③ 建設中の地下鉄 8 号線、13 号線の早期完成をはかり、両線と西武池袋線・東武東上線の相互乗入れの早期実現を関係機関に要請する。
- ④ 沿線住民の利便と鉄道網のネットワーク化をはかるため、地下鉄 12 号線 (分岐線を含む) の建設の促進を都に要請する。
- ⑤ 都電荒川線の存続に伴う施設の整備・拡充を都に要請する。
- ⑥ 池袋駅西口地区の駅街路 5 号を拡幅し、駅前集散しているバスの集約化をはかる。
- ⑦ バス交通の安全対策として、歩道の設置等道路整備を促進する。
- ⑧ 走行道路の有効利用方策としてのバス専用、優先レーンの拡充、バス優先信号の設置を関係機関に要請する。
- ⑨ バスロケーションシステムの充実、バス車輦の改善、バスルートの複雑さの解消、鉄道との乗り継ぎ運賃制の導入等を関係機関に要請する。
- ⑩ 道路網の整備 (幹線道路の整備)
- ⑪ 円滑な広域交通サービスの確保と都市機能の向上をはかるために、幹線道路網の整備をすすめるよう都に要請する。
- ⑫ 都市防災上緊急な整備が必要とされる補助 26 号線および補助 76 号線 (目白駅付近概成部分) については、早期の事業化を都に要請する。
- ⑬ 環状 5 の 1 号線 (未着手部分) については、地域環境の悪化を発生させないような道路構造検討を都に要請する。
- ⑭ 計画の事業化には、地元関係者の意向を十分配慮して、沿道にふさわしい土地利用への誘導、緩衝建築物への援助等をはかり、周辺を含めた総合的なまちづくりを促進するよう都に要請する。
- ⑮ 幹線道路を補助するとともに、地区内への通過交通の排除による環境保全のために必要な地区幹線道路の整備を都に要請する。
- ⑯ 地区幹線道路についても、地元関係者の意向を十分配慮し、地区の特色を生かした道路とし、可能な限り歩行者主体の道路として整備するよう都に要請する。
- ⑰ (区画道路の整備)
- ⑱ 人と車が利用する区画道路は、快適な歩行と車両の運行に耐えられるよう舗装の整備を推進する。
- ⑲ 道路の緑化や交通安全対策上、幅員の広い道路については、歩道設置を推進する。
- ⑳ 歩行者の経路としての機能をもつ道路については、地区特性に対応して、交通規制や沿道緑化をはかるとともに、道路断面等の十分な配慮のもとに整備を推進する。
- ㉑ 隅切り部の改良は可能な箇所から随時推進する。
- ㉒ 踏切・橋梁対策 (踏切の改良)
- ㉓ 踏切遮断時の不便さを解消するために当面の対策として、建設可能な踏切道において、歩行者用立体横断施設の設置を検討する。
- ㉔ 踏切道上の交通事故防止のため、鉄道事業者と調整をはかりながら踏切道構造改良および保安設備整備を推進する。
- ㉕ (橋梁の整備)
- ㉖ 山手線上の跨線橋は、自動車荷重の変化および防災対策上からの十分な安全性の確保のために改修工事を推進する。
- ㉗ 駅施設、駅前広場等の整備 (駅施設の整備)
- ㉘ 池袋駅構内の整備について

種別	目標	現況 (57年度末)	計画事業量
街路樹	10,000本	10,000本	10,000本
植樹帯	500m	500m	500m
計	10,000本	10,000本	10,000本
緑道	1,000m	0	1,000m

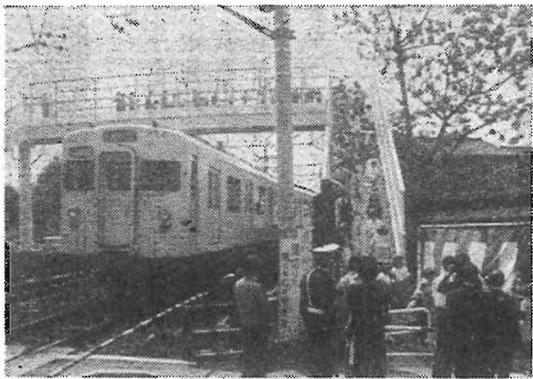
目標	現況 (57年度末)	計画事業量
15,000m <sup>2</sup>	15,000m <sup>2</sup>	15,000m <sup>2</sup>
20,000m <sup>2</sup>	20,000m <sup>2</sup>	20,000m <sup>2</sup>

#### 計画事業

- ① 公園、児童遊園整備
- ② 地域緑化の推進 (道路の緑化・緑道の整備)
- ③ 都市公園の整備
- ④ 歩行者専用路の整備・確保
- ⑤ 建築活動の適正誘導
- ⑥ 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- ⑦ 雑司谷、染井霊園の公園化を都に要請し、その実現につとめる。
- ⑧ 目白駅等の駅周辺整備の一環として、国鉄用地等の公園化につとめる。
- ⑨ 沿線住民の利便と鉄道網のネットワーク化をはかるため、地下鉄 12 号線 (分岐線を含む) の建設の促進を都に要請する。
- ⑩ 都電荒川線の存続に伴う施設の整備・拡充を都に要請する。
- ⑪ 池袋駅西口地区の駅街路 5 号を拡幅し、駅前集散しているバスの集約化をはかる。
- ⑫ バス交通の安全対策として、歩道の設置等道路整備を促進する。
- ⑬ 走行道路の有効利用方策としてのバス専用、優先レーンの拡充、バス優先信号の設置を関係機関に要請する。
- ⑭ バスロケーションシステムの充実、バス車輦の改善、バスルートの複雑さの解消、鉄道との乗り継ぎ運賃制の導入等を関係機関に要請する。
- ⑮ 道路網の整備 (幹線道路の整備)
- ⑯ 円滑な広域交通サービスの確保と都市機能の向上をはかるために、幹線道路網の整備をすすめるよう都に要請する。
- ⑰ 都市防災上緊急な整備が必要とされる補助 26 号線および補助 76 号線 (目白駅付近概成部分) については、早期の事業化を都に要請する。
- ⑱ 環状 5 の 1 号線 (未着手部分) については、地域環境の悪化を発生させないような道路構造検討を都に要請する。
- ⑲ 計画の事業化には、地元関係者の意向を十分配慮して、沿道にふさわしい土地利用への誘導、緩衝建築物への援助等をはかり、周辺を含めた総合的なまちづくりを促進するよう都に要請する。
- ⑳ 幹線道路を補助するとともに、地区内への通過交通の排除による環境保全のために必要な地区幹線道路の整備を都に要請する。
- ㉑ 地区幹線道路についても、地元関係者の意向を十分配慮し、地区の特色を生かした道路とし、可能な限り歩行者主体の道路として整備するよう都に要請する。
- ㉒ (区画道路の整備)
- ㉓ 人と車が利用する区画道路は、快適な歩行と車両の運行に耐えられるよう舗装の整備を推進する。
- ㉔ 道路の緑化や交通安全対策上、幅員の広い道路については、歩道設置を推進する。
- ㉕ 歩行者の経路としての機能をもつ道路については、地区特性に対応して、交通規制や沿道緑化をはかるとともに、道路断面等の十分な配慮のもとに整備を推進する。
- ㉖ 隅切り部の改良は可能な箇所から随時推進する。
- ㉗ 踏切・橋梁対策 (踏切の改良)
- ㉘ 踏切遮断時の不便さを解消するために当面の対策として、建設可能な踏切道において、歩行者用立体横断施設の設置を検討する。
- ㉙ 踏切道上の交通事故防止のため、鉄道事業者と調整をはかりながら踏切道構造改良および保安設備整備を推進する。
- ㉚ (橋梁の整備)
- ㉛ 山手線上の跨線橋は、自動車荷重の変化および防災対策上からの十分な安全性の確保のために改修工事を推進する。
- ㉜ 駅施設、駅前広場等の整備 (駅施設の整備)
- ㉝ 池袋駅構内の整備について

### 開かずの踏切に横断橋

朝夕のラッシュ時に「開かずの踏切」となっていた東上線11号踏切(下板橋・北池袋間)に横断歩道橋が完成、5月4日(火)に開通式が行われました。



晴天に恵まれた5月23日(日)、長崎中学校校庭で大運動会が開かれました。町会対抗のリレーや防災レース、どじょうつかみなど、楽しさいっぱいで、コミュニティづくりに一役買ったようです。

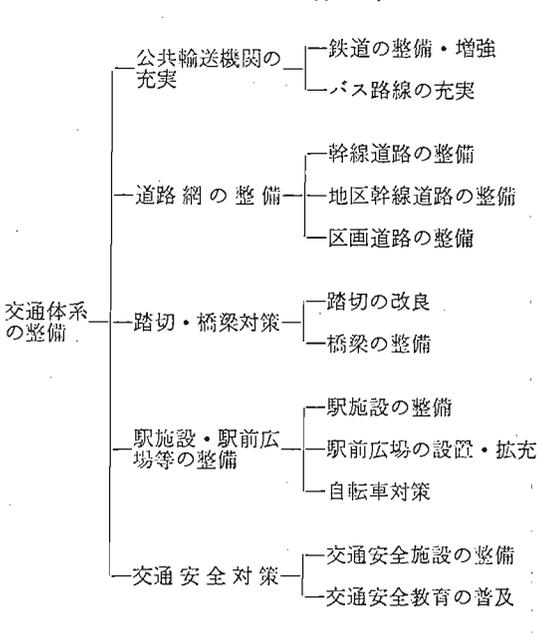
### 第7地区で大運動会



### 水泳でぜん息を吹き飛ばせ!

英明体育館温水プールで、公害病(ぜん息)児童80名を対象に水泳教室が開かれています。この教室は今年で2年目。バタ足や腹式呼吸の練習に、子供たちは大はしゃぎでした。

## 施策の体系



は、関係機関に左記のとおり要請する。

(7) 通勤新線や赤羽線の輸送力増強、地下鉄8号線等の増強による乗降客の増加に対応したラッチ内・外コンコースの拡充

(イ) 地下コンコースの容量不足を補完し、災害時にも有効に機能する国鉄線路上部の東西を結ぶ広場デッキの建設

(ウ) 防災性能、利便性の向上をはかるため、東西出入口の拡幅と増設

(四) 乗降客の利便をはかるため、東西における南口の設置

(オ) 身体障害者等の安全と利便の向上をはかるための施設の充実

(カ) 新幹線計画に対応した駅施設の整備を国鉄に要請する。

(キ) 西側改札口設置を含めた大塚駅舎の早急な改善を国鉄に要請する。

(ク) 駅前広場の設置・拡充

(ケ) 池袋駅東口駅前広場および駅街路1号・3号から通過交通を排除して、歩行者空間を確保するとともに南口新設に伴う駅前広場の設置をはかるため、環状5の1号の望ましいあり方を含め東口周辺の道路体系について都に検討を要請する。

(コ) 池袋駅西口駅前広場は、バスストップの集約、総合芸術文化施設の建設、国鉄用地の再開発等に対応して周辺街区を整備して拡大をはかる。

(サ) 大塚駅の駅前広場については、駅舎の改築に対応して、南北一体化した駅前広場になるよう関係機関に要請する。

(シ) 目白駅の駅前広場造成については、駅舎改築を含めた周辺整備とともに推進する。そのため、山手線掘削部の人工地盤の造成、貨物跡地の利用を関係機関に要請する。

(ス) その他の駅についても、駅舎の改造とともに、既存用地の有効利用により、地域核にふさわしい駅前広場の整備を関係機関に要請する。

① 自転車については、近距離の交通手段ばかりでなく、種々の有用な側面に着目し、積極的に評価の上、関係機関

(1) 大気汚染の防止 (自動車対策)

① 技術的検討によって得られた対策を提示し、区民の理解と協力を得、その世論を背景

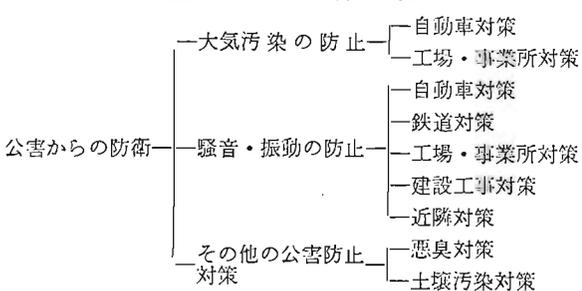
## V 公害からの防衛

### 計画目標

(1) 大気汚染の防止 (自動車対策)

① 技術的検討によって得られた対策を提示し、区民の理解と協力を得、その世論を背景

## 施策の体系



② 地域暖冷房化により、ビル集合地域の汚染物質の排出量の減少をはかる。

③ 良質燃料への転換指導により、汚染物質排出量の減少をはかる。

(工場・事業所対策)

① 地域暖冷房化により、ビル集合地域の汚染物質の排出量の減少をはかる。

② 良質燃料への転換指導により、汚染物質排出量の減少をはかる。

踏切道構造改良(東武・西武鉄道)	七か所	一〇か所
踏切道保安設備(都交)	一か所	八か所(都交通局)

区道の舗装	現況	計画
歩道の整備	9,000m	5,000m

### 計画事業

(1) 区道の整備

(2) 踏切の改良

(3) 橋梁の整備

目標	現況	計画
自動車駐留場の整備	2,000台	2,000台

橋名	架設(年月日)	規模
宮下橋	昭和十四年	橋長 16m
堀の内	昭和十四年	橋長 16m
栄橋	大正十三年	橋長 16m
江戸橋	大正十四年	橋長 16m
宮下橋	大正十四年	橋長 16m
栄橋	大正十三年	橋長 16m
江戸橋	大正十四年	橋長 16m
宮下橋	大正十四年	橋長 16m
栄橋	大正十三年	橋長 16m
江戸橋	大正十四年	橋長 16m
宮下橋	大正十四年	橋長 16m

① 実態調査を行い、防音・防振対策を検討、指導し、工場・事業所からの騒音・振動による苦情が発生する状況をとりのぞくようつとめる。(建設工事対策)

② 建設業者に対する指導を充実強化し、建設工事による苦情が発生する状況をとりぞくようつとめる。

③ 夜間および休日における道路等の建設工事に対しては、関係機関と調整し、可能な限りその規制につとめる。(近隣対策)

(悪臭対策)

① 広報等による指導を充実強化し、近隣からの騒音・振動による苦情が発生する状況をとりぞくようつとめる。

(土壌汚染対策)

① 汚染するおそれのある工場・事業所の監視と指導を強化し、土壌汚染をなくすようつとめる。

ご意見、ご要望をお待ちしています

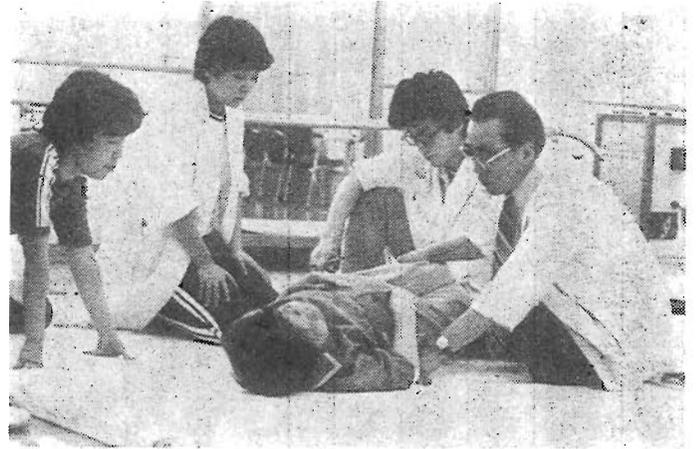
① ご意見等をお出しになるときは、料金受取人私になつて「広聴はがき」をご利用ください。

② この「広聴はがき」は、企画部広報課、各出張所の窓口にて備えてあります。

③ 整理の都合上、昭和57年7月15日までにお出しください。お問い合わせは、企画部企画課 21111へどうぞ。



# 6月から 新規事業スタート 障害者対策さらに充実



心身障害者福祉センターでの機能回復訓練

## 心身障害者福祉センターの事業

### 障害者のための各種訓練を

行っています

4月1日からオープンした心身障害者福祉センターでは、すでに

受付、相談業務などの事業を始め  
ておりますが、6月からは、各種  
訓練事業を、本格的に実施するこ  
とになりました。

ご希望の方は、電話でも結構で  
すからぜひご相談ください。

◇母子訓練：心身に障害のある乳  
幼児とその母親を対象に、療育指  
導、小集団への参加の訓練を行  
います。

## 水泳シーズンは

### 水の事故をなくしましょう

◇泳ぎに行く前に

◇目、耳、鼻、のど等に病気のあ  
る人や、発熱、下痢、外傷のある  
人は、泳がないようにしましょう。

◇病後の人は、必ず医師に相談し  
ましょう。

◇健康な人でも、空腹時や食事の  
直後には、できるだけ泳がないよ  
うにしましょう。

◇水に入る前に

◇水着は清潔なものを使用し、水  
に入る前に用便をすませ、必ず準  
備体操を十分にしましょう。

◇シャワーで身体の汚れをよく洗  
い落し、腰洗槽で消毒をし、水に身

体をならしてから入りましょう。

◇エチケットを守りましょう

◇プールの中ではなをかんだり、  
つばをはかないようにしましょう。

◇水泳の途中で用便に行つたとき  
は、手足を洗い、腰洗槽でよく消  
毒してから水に入りましょう。

◇プールやプールのサイドに、他人  
に危害を及ぼすおそれのあるもの  
を持ちこまないようにしましょう。

◇水泳をしたときは

◇水泳中は身体が冷えるので、長  
時間水に入らないようにしましょう。  
適時に水から出て休けいするようにし  
ましょう。

◇機能回復訓練：心身障害者を対  
象として、機能回復訓練を行い、  
残存機能の維持、向上を図りま  
す。

◇作業訓練：心身障害者に対して  
簡易な作業を通し、日常生活にお  
ける適応力の向上を図ります。

◇詳細：心身障害者福祉センター  
(目白5の18の8) ☎931-2811

### 福祉講演会を 開催します

◇テーマ

「これからの福祉と  
障害者の役割」

◇講師：毎日新聞編集委員

坂巻 照氏

◇日時：6月17日(木)午後1時  
30分～3時30分

◇会場：心身障害者福祉センター

## 福祉課の事業

### 精神薄弱者のために 短期通勤寮制度開始

豊島区では、6月1日から、保  
護者や家族の病氣などにより、通  
勤が困難になった精神薄弱者  
者を一時的にお預りし、通勤、通  
所ができるようにする通勤寮の制  
度を始めました。

◇利用対象者：区内にお住まい  
で、保護者のもとから、会社、工  
場、福祉作業所などへ通勤、通所  
している精神薄弱者で、次のい  
れかに該当する方。

①保護者や家族の病氣、事故、  
出産などにより、一時的に通勤、  
通所が困難となる方

②冠婚葬祭などのため、保護者  
や家族が不在となり、一時的に通  
勤、通所が困難となる方

◇詳細：福祉課福祉係 ☎2626

### 心身障害者の方に 車いすをお貸しします

心身に障害があるために、歩行  
が困難で、通院等のために一時的  
に車いすを必要とする方に対し、  
6月1日から、車いすの貸し出し  
を始めました。

◇対象：区内にお住まいで、①身  
体障害者手帳または愛の手帳をお  
持ちの方 ②そのほか区長が特に  
必要と認められた方

◇貸出し期間：6か月以内

◇費用：貸し出しは無料です。

なお、車いすの受け取りや返還  
の際の運搬は、利用者にお願いま  
す。

◇申請方法：車いすの台数に限り  
がありますので、必ず事前に電話  
でご相談ください。

◇詳細：福祉課福祉係 ☎2626

### 寝たきりのお年寄りに 「お見舞品」を お贈りします

長い間寝たきりのお年寄りの病  
苦を慰め、生活意欲を高めていた  
だくために、お見舞品をお贈りし  
ます。

◇対象者：区内にお住まいの65歳  
以上の方で、寝たきりの状態が3  
か月以上続いている方。寝たきりに  
は、全く寝たきりのほか、1日3  
時間未満しか離床できない状態を  
含みます。

◇申請方法：6月25日までに、直  
接または電話で、よりの民生委  
員または老人福祉課へ。老人福祉  
手当を受給されている方には、申  
請がなくてもお贈りします。

◇見舞品は、7月中旬にお届けし  
ます。

◇詳細：老人福祉課 ☎2632

### 「最近の栄養学情報」

筑波大学教授 高橋徹三氏

7月6日(火)

「運動の生理」

筑波大学教授 古藤高良氏

6月22日(火)

「くすりとたべもの」

薬剤師 木村健一氏

6月29日(火)

「運動の生理」

筑波大学教授 古藤高良氏

6月14日(月)

「おもしろい食べ物」

6月15日(火)

「わたしのたべ方はどう？」

6月17日(木)

「おいしくたべてスマートに  
(実習)」

6月21日(月)

「からだをリズムカルに」

6月22日(火)

「おもしろい食べ物」

6月15日(火)

「わたしのたべ方はどう？」

6月17日(木)

「おいしくたべてスマートに  
(実習)」

6月21日(月)

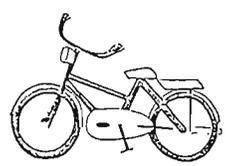
「からだをリズムカルに」

6月22日(火)

「おもしろい食べ物」

## 自転車安全教室を開きませんか

最近、子供の自転車による事  
故が多発しています。うちの子  
に限ってそんな事はない——  
でもちょっと待って  
くださいお母さん。お  
子さんたちは、整備さ  
れた自転車にルールを  
守って乗っていますか。  
自転車は、事故にあ  
うと被害をうけやすい  
一方、曲がり角で一時  
停止をしないなど自転  
車側の原因による事故  
も多く、各自がルールとマナー  
を守ることが大切です。



◇詳細：環境整備係 ☎2815  
または、区内各警察署交通課へ。

◇詳細：環境整備係 ☎2815  
または、区内各警察署交通課へ。

## 家庭用のハカリを 無料で検査調整します

家庭で使用されている計量器の  
精度を検査し、不良品は調整しま  
す。会場へ直接お持ちください。

◇対象：体温計、寒暖計、血圧計、  
ヘルスメーター、キッチンスケー  
ル、ベビースケール等の家庭用の  
計量器。(時計型の温度計、商売  
用のハカリは除きます)

◇日時：6月11日(金)午前10時  
～午後4時

◇会場：東島区民集会所

◇主催：東京都計量協会、東京都  
◇詳細：消費経済係 ☎2455

## 区内商店街の調査に ご協力ください

区では、大型店商業調整問題や  
装飾灯の補助申請など、各種商工  
政策推進の基礎資料とするため、  
区内商店街の実態把握に努めてい  
ます。

◇これまで、このような問題で区  
と連絡をとったことのない商店街  
は、経済課までご連絡ください。

## 光化学スモッグに ご注意ください

これから夏にかけて、日差しが  
強く風のない日は、光化学スモ  
ッグが発生しやすくなります。

◇オキシダント濃度が0.1ppm以  
上になると、光化学スモッグ注意  
報が発令されます。

◇注意報が発令されると、出張所  
保育園、児童館などに、たれ霧や  
看板を出してお知らせします。テ  
レビやラジオでも放送されます。

◇光化学スモッグが発生する主な  
原因は、自動車の排気ガスです。

◇注意報が発令されたときは、自  
動車はできるだけ使わないよう  
してください。

◇もし、目がチカチカする、のど  
が痛いなど光化学スモッグによる  
と思われる被害を受けたときは、  
目を洗ったり、うがいをするなど  
の手当てをし、保健所へ届け出る  
ようお願いいたします。

◇詳細：公害課管理係 ☎2831



### 区民キャンプのつどい

夏休みの計画はもうたてましたか。ご家族やグループで、涼しい高原の中で楽しいキャンプをしてみてはいかがでしょう。

回	開設期間	定員
1	7月22日～7月24日	45名
2	7月24日～7月26日	90名
3	7月28日～7月30日	45名
4	7月30日～8月2日	45名
5	8月4日～8月6日	90名
6	8月6日～8月9日	45名
7	8月9日～8月11日	45名

◇場所：群馬県高崎恋村キャンプ場  
◇申込み：6月26日から体育課窓口で受け付けます。  
参加費など、詳細については、6月25日号の『広報としま』でお知らせします。

### 磐梯雄国沼ハイキングのつどい

会津尾瀬と呼ばれる遼原「雄国沼」を探訪してみませんか。高山

### 初級キャンプリーダー講習会

キャンプに関心のある方、これからキャンプをやるという方のための講習会です。

日 時	内 容	会 場
6月24日 午後6時30分	「キャンプとは何か？」基礎的知識の掌握	区民センター 裁縫室
6月25日 午後6時30分	資料に基づき、キャンプ時における問題点	区民センター 裁縫室
6月30日 午後6時30分	幕営技術およびキャンプ時の健康管理	区民センター 第3会議室
7月2日～4日 午後6時30分	キャンプ時におけるレクリエーションの持ち方およびキャンプファイヤーの実習	名栗溪谷キャンプ場
7月7日 午後6時30分	実習を終了して感じた疑問点などの話し合い	区民センター 第5会議室

植物が皆さんを待っています。  
◇期日：6月18日午後3時(現地集合)～20日午前10時(現地解散)  
◇場所：猪苗代青少年センター  
◇対象：区内在住または在勤の方(ハイキング程度の体力のある方)  
◇定員：30名(先着順)  
◇費用：5千円(このほか往復の交通費は自己負担となります)  
◇申込み：6月12日までに費用を添えて社会教育課事業係窓口へ。  
◇詳細：事業係③465へ。

### 環境週間のつどい

◇テーマ：海と生きもの(自然を大切に、水をきれいにしよう)  
映画：『海との約束』  
講演：日本海中公園センター 理事 猪野 峻氏  
◇日時：6月8日(火)午後2時～4時  
◇会場：区民センター文化ホール  
◇後援：財団法人 日本環境協会  
◇詳細：環境課庶務係②811へ。

### 環境週間(6月5日～11日)

### 「よりよい環境を求めて」

### 簿記実務講座 無料

◇日時：7月2・7・9・12・14日

◇対象：区内在住または在勤の18歳以上の方  
◇受講料：無料(宿泊実習の交通費、食料費は各自負担)  
◇申込み：6月24日までに体育係③485へ。

### 区民家族清流釣教室

◇日時：6月20日(日)雨天のときは27日  
◇場所：埼玉県 入間川  
◇集合：午前7時50分に東上線霞が関駅前  
◇対象：区内在住の小中学生とその家族(中学生だけのグループも参加できます)  
◇参加費：130円(傷害保険料)  
◇持ち物：昼食、水筒、雨具、ビク、仕かけ、エサ、ビニール袋、竿、帽子  
◇申込み：参加費を添えて体育課窓口③485へ。電話の申込みも受け付けます。



◎一度納入した参加費は、返金しません。中学生だけのグループは保護者の承諾書が必要です。

・16・23・26・28・30日 午後6時～8時  
◇会場：区民センター第2会議室  
◇対象：区内中小企業の経営者および従業員(初心者)  
◇定員：50名(先着順)  
◇講師：税理士 藤井 正光氏  
◇申込み：ハガキに、会社名、住所、受講者の氏名、電話番号を記入し、6月21日までに経済課商工係②452、または「〒170豊島区東池袋1-20の10区民センター内 東京商工会議所豊島支部(984-6464)」へどうぞ。

### 「豊島わたぼうし」 会員募集

第1回豊島わたぼうしコンサートは、障害をもつ人々が生きる証として書き綴った詩にメロディをつけて歌いました。  
このコンサートをつくった人たちが集まり、豊島ボランティア連絡会のサークルとして、「豊島わたぼうし」をつくりました。

### BBS運動に参加しませんか

この運動は、青少年を非行から守り、また、不幸にして非行に陥った青少年の立ち直りを助ける運動です。  
現在の状況の中で、理解と協力のもとに、兄弟のように相談相手となり、よりよい人間関係、社会関係を築きあげていける方(概ね30歳以下の方)を希望しています。

◇詳細：豊島ボランティアコーナー内豊島BBS会③916へ。

### 少年サッカー教室

◇日時：6月6日(日)午前9時～正午(雨天中止)  
◇会場：大塚中学校校庭  
◇対象：小中学生  
◇指導：豊島区サッカー協会  
◇申込み：当日直接会場へ。  
◇詳細：体育課管理係③481へ。

### ドライバーの方は 特別講習へどうぞ

- 特別講習とは……  
運転免許が1年以内に切れる方で都内に住んでいる方のために行う新しい講習制度です。
- 特別講習を受けた方は……  
更新のとき、運転免許試験場で行う目の検査などを別にすれば、10分程度で更新手続きが完了します。  
秋からは警察署(豊島区は板橋署)で更新ができます。  
鯉洲や府中の試験場まで行かなくても済みますので、たいへん便利になります。
- 毎月第3土曜日の午後、区内3警察署で。  
巣鴨署 午後3時～5時  
池袋署 } 午後2時～4時  
目白署 }  
1年以内に運転免許が切れる方で、都内に住んでいる方はぜひどうぞ。
- あらかじめ電話でお申し込みを。  
巣鴨署交通課 910～0110(221)  
池袋署 " 986～0110(221)  
目白署 " 987～0110(31)



### 新しい電話帳をお届けしています

電話公社では、4月から6月にかけて、新しい『五十音別電話帳』と『職業別電話帳(産業編)』をお届けしています。  
「届かない、欲しい、いらぬ」という場合には、「最寄りの電話局へご連絡ください。」

### 固定資産税の評価替えに際し 地代・家賃の不当な引上げ自粛を

昭和57年度が固定資産税における土地等の評価の基準年度に当たるところから、今回評価替えが実施されました。  
これに伴い、宅地等に係る固定資産税および都市計画税については、昭和57年度から直ちに新評価額に基づく課税を行うことなく、昭和57年度から昭和59年度までの3年間にわたって、順次、新評価額に基づく課税へ移行するという新しい負担調整措置が講じられています。

この土地の評価替えに伴って、宅地等に対する税負担が増加することを理由として、借地人または借家人に対し、地代または家賃の不当な引上げを求める事例が生じることも懸念されます。  
固定資産税および都市計画税の評価替えに便乗した不当な地代または家賃の引上げは自粛しなす。(建設省・自治省次官通告)

詳しくは、最寄りの清掃事務所(豊島清掃事務所984-9681)へお問い合わせください。  
今後とも環境美化にご協力いただくとともに、ごみの減量化・再利用についてもご協力をお願いします。



### 60歳以上の方へ 文化祭を開催します

### 要町ことぶきの家

当日はどなたでも入場できますので、ご家族おそろいでお出かけください。  
◇日時：6月12・13日 午前10時45分～午後3時  
◇内容：作品展示、音楽会(長谷川ジュニアオーケストラ)、落語、舞台発表(民謡、舞踊、民謡、詩吟、ダンスなど)  
◇詳細：959-2281へ。

### 教養講座 『科学と私達の暮らし』

◇日時：内容等：表のとおり  
◇会場：老人福祉センター  
◇定員：60名(先着順)  
◇申込み：当館窓口、または電話で984-5896へ。

回	月 日	テ マ (内容)	講 師
1	6月11日(金)	宇宙と人間	日経サイエンス編集部 片寄正史氏
2	18日(金)	エネルギーと私達	日経サイエンス編集部 福田夏樹氏
3	25日(金)	長寿とライフサイエンス	日経サイエンス編集部 山口良臣氏

時間は、いずれも午前10時30分～11時45分です。